

特定建設作業一覧(振動)

次の機械を使用する作業	適用
1.くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	すべてのもの
3. 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業
4. ブレーカーを使用する作業	手持ち式のものを除く 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業